

掛川市告示第12号

掛川市相談支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第125号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月11日

掛川市長 松 井 三 郎

第5条第4号を次のように改める。

(4) 社会福祉法人ひつじ

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。